

兵庫パルプ工業株式会社

合法証明デュージェンシステム
マニュアル

2017年7月1日制定

2020年10月1日改定

(第3版)

1.	はじめに	3
1.1	木材調達における DD プロセス	3
2.	使用文書	3
3.	合法調達へのコミットメント	4
4.	品質システム・管理	5
4.1	責任部署・責任者及び担当部署・担当者	5
4.1.1	責任者・担当者	5
4.2	研修・能力育成	5
4.3	DD システム (DDS) 改訂のプロセス	6
4.4	記録管理の手続き	6
4.5	対外コミュニケーションにおけるルール	6
5.	原材料の保管	7
6.	適用範囲	7
7.	サプライチェーン情報へのアクセス	8
7.1	サプライチェーン情報の収集	9
7.2	サプライチェーンに関する情報へのアクセス	9
7.2.1	情報更新・改変	10
7.2.2	情報のギャップに関する評価	10
8.	リスクアセスメント	10
8.1	認証・合法性証明木材の使用	11
8.2	リスクアセスメントチェックリスト	11
8.3	リスクアセスメントの流れ	12
9.	リスク緩和措置	14
10.	違法伐採対策モニタリング事業の調査マニュアル	15

1. はじめに

本マニュアルは、兵庫パルプ工業株式会社（以下 兵パ）が木質原材料の調達において DD を行うことにより、弊社が違法に伐採された木材製品を調達するリスクを最小化することを目的としている。

兵パの主な事業はパルプの製造・販売及び電力の製造・販売である。

本マニュアルとその各項目の実行にあたって、デュー・ディリジェンス(DD)とは、兵パが違法に伐採された木材・木材製品を調達するリスクを最小化するために弊社が事業行為において取る一連の措置を意味する。

本マニュアルの内容は、2017年5月現在 米国レイシー法、EU 木材規則（違法伐採によって取得された林産物を規制する規則）、オーストラリア違法伐採禁止法、及び日本の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に準拠するために作成されている。

本文書中にある DD の各過程は弊社の全サプライヤーに適用する。

1.1 木材調達における DD プロセス

本マニュアルにおいて、デュー・ディリジェンス(DD) とは、以下の 3 つの段階を踏み木材の違法リスクを最小化することを意味する：

- (1) 必要情報へのアクセス
 - (2) リスクアセスメント
 - (3) リスク緩和措置
- ✓ (2) でリスクが低いことが確認できれば、(3) を行う必要はない。
- ✓ (3) でリスクが緩和できない場合には、当該製品の購入をやめる。

2. 使用文書

本マニュアルに従い行う DD においては、以下の文書を併せて使用する。

文書名	備考
違法伐採対策に対する日本製紙	https://www.jpa.gr.jp/file/release/20070924045029-

連合会の行動指針	1.pdf
生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針	https://www.jpa.gr.jp/env/creature/pdf/20140620.pdf
製紙業界の違法伐採対策	https://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/images/03.pdf
日本製紙連合会違法伐採対策モニタリング事業	https://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/images/02.pdf
日本製紙連合会「環境に関する自主行動計画」	https://www.jpa.gr.jp/file/topics/20090318110739-1.pdf
製紙業界の違法伐採対策の取り組み状況について	https://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/images/2015.pdf

3. 合法調達へのコミットメント

木材原料の調達基本方針

1. 法令を遵守いたします

木材原料の調達にあたり、法令を遵守して生産された木材を調達します。

最善の努力を以って以下のカテゴリーからの木材原料の購入を回避します。

- (1) 違法伐採された木材
- (2) 伝統的な権利及び市民権を侵害し伐採された木材
- (3) 管理活動により高い保護価値が危機に瀕している森林から伐採された木材
- (4) 人工林(プランテーション)又は非森林用途に転換されつつある森林から伐採された木材
- (5) 遺伝子組換え樹木が植栽された森林からの木材

2. 工場残材・リサイクル材・未利用材の活用を推進します

- (1) 製材廃材を原料として利用します。
- (2) 家屋解体材、開梱材、廃棄パレット等を原料として利用します。
- (3) 間伐材を原料として利用します。

3. 取り組み状況を情報公開いたします

当社の取り組み状況について定期的に概要を公開いたします。

4. 相互の信頼と繁栄を構築します

お取引先との信頼を構築し、共存共栄の精神の下に、環境・安全・品質・コストにベストの調達を追究いたします。

5. 生物多様性に配慮いたします

これまでに取り組んできた地球温暖化防止、循環型社会形成に向けた環境活動に加え、生物多様性の保全と木材資源の持続可能な利用を実践します。

(<http://www.hyogopulp.co.jp/ihou/02basic.html>)

4. 品質システム・管理

4.1 責任部署・責任者及び担当部署・担当者

本マニュアルに従って DD を実行する場合の責任部署及び責任者並びに担当部署及び担当者。

4.1.1 責任者・担当者

本マニュアル中にある諸条件への準拠に責任を持つのは、以下の責任者とする。

[氏名]	三徳 智一
[所属]	林材資材部
[職務]	取締役 部長
[連絡先住所]	兵庫県丹波市山南町谷川 858 番地
[電話番号]	0795-77-1081
[メールアドレス]	t-santoku@hyogopulp.co.jp

本マニュアルの実施を担当するのは、以下の担当者とする。

[氏名]	臼井 浩平
[所属]	林材資材部 林材課
[職務]	課長
[連絡先住所]	兵庫県丹波市山南町谷川 858 番地
[電話番号]	0795-77-1084
[メールアドレス]	usui@hyogopulp.co.jp

4.2 研修・能力育成

研修について：

- 調達に関わる全員を対象とする
- 1年に1度行う
- 兵パの調達方針及び本マニュアル中の DD の各過程がきちんと準拠されることを目的として行う
- 日付や参加者を含む研修記録を取り保管しておく
- 初めて参加する社員の研修は、すでに研修を受けた社員が責任を持って行う
- 研修やその他の能力育成に関わる記録は、5年間保管しておく

4.3 DD システム（DDS）改訂のプロセス

- DD の責任者は、1年に1度 DDS の維持、見直しを行い、必要であれば改訂する
- サプライチェーンに変更があった場合、新規のサプライヤーから購入する場合、または新しい製品・樹種・原産国などが調達対象ことになった場合には、その都度、サプライチェーンとリスクアセスメントの結果を見直し、必要な場合には DDS を改訂する

4.4 記録管理の手続き

- DD におけるすべての課程、要素について記録を取る
- 記録はデジタルあるいは紙ベースのものとする
- 記録は最低 5 年保持する
- DD の実行のために必要な記録文書としては、以下のものとする：

売買契約書

協定書

請求書

トレーサビリティレポート

インボイス

団体認定書

合法証明書

内部監査報告書

4.5 対外コミュニケーションにおけるルール

兵パは、DD を本マニュアルに従って行った場合でも、製紙連合会のデューディリジェンス認証/証明を受けたという表現を、請求書、パッケージに使用しない。例として使用できない表現は、「リスクアセスメント済み」「リスクアセスメント済み木材」「低リスク木材」「独立第三者監査済み木材」など。パンフレット等でデューディリジェンス制度について説明する場合には、「独立第三者認証」という表現は使用しない。「無視できるリスク」という表現は、製品のリスク評価について説明する場合には使用してもよいが、製品説明としては使用しない。ただし、「製品のリスクを評価するために、日本製紙連合会のマニュアルに即して作成した〇〇製紙株式会社・合法証明デューディリジェンス・マニュアルに基づいて、兵パで社内デューディリジェンスを行った」という説明はしてもよいものとする。

5. 原材料の保管

- 購入、加工、輸送の間を通して、購入した原材料を、由来の不明な可能性のあるものが万が一混入した場合には、違法な可能性のあるものと分けて管理する
- 担当者は上記を確実にし、由来の不明な可能性のあるものが万が一混入した場合には、購入した原材料を指定場所への保管や見取り図面上での表記などにより、目視確認できるようにしておく
- 違法な可能性のあるものについては、どのように処分したかという記録を残すようにしておく
- 第三者認証製品、第三者合法性証明製品、認証管理木材はそれぞれの条件に従って保管する

6. 適用範囲

以下の表に対象となる製品を記載する。国産原料については、樹木分布区域図・区域別樹木リストも利用のこと。

製品	伐採地 (基本、海外は州レベル、 国内は県レベル)	樹種名 (国内は分布区域番号)	学名
木材チップ(輸入)	米国	ダグラスファー	Pseudotsuga menziesii
	西豪州	ラジアタパイン	Pinus radiata
	ロシア 沿海州	カラマツ	Larix kaempferi

木材チップ(国産)	兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県、岡山県、鳥取県、島根県、徳島県、三重県、愛知県、岐阜県、福井県、石川県	アカマツ、カラマツ、クロマツ、杉、桧、クスノキ、クヌギ、コナラ	Pinus densiflora、Larix kaempferi、Pinus thunbergii Parl.、Cryptomeria japonica、Chamaecyparis obtusa、Cinnamomum camphora、Quercus acutissima、Quercus serrata
木質燃料(国産)	兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県、岡山県	アカマツ、カラマツ、クロマツ、杉、桧	Pinus densiflora、Larix kaempferi、Pinus thunbergii Parl.、Cryptomeria japonica、Chamaecyparis obtusa

7. サプライチェーン情報へのアクセス

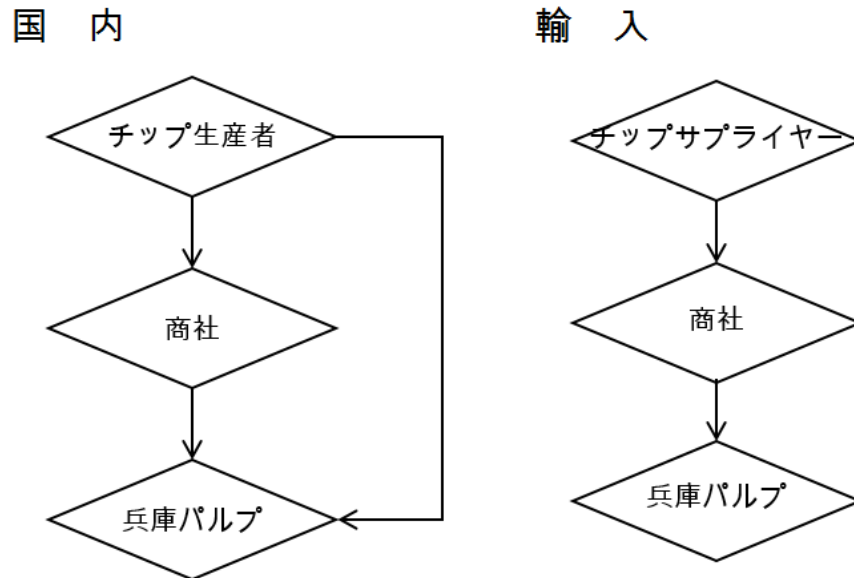
下記のサプライチェーンに関する情報を、調達前に収集する/アクセスできるようにしておく。そのために、サプライヤーから情報提供について契約文書や誓約書等を通して合意を得ておく：.

- a. 製品の種類
- b. 製品の樹種の通称と学名
- c. 原産国、伐採地域、国内においては都道府県等
- d. 木材製品が製造された国
- e. 製品のサプライヤー・リスト(商号、国名、住所)

サプライヤーの商号	国名	住所	製品の種類

--	--	--	--

- f. マニュアルの対象となる購入予定の木材製品の量
- g. 該当する場合は以下を含む、木材・木材製品が関連適用法規制に準拠することを示す文書またはその他の情報
 - FLEGT ライセンス材及び CITES 材
 - FSC 認証証明書及び PEFC との相互認証制度の認証証明書¹
 - 第三者合法性証明システムへの準拠を示す文書
 - EU 木材法、オーストラリア違法伐採禁止法によって認められた文書²
- h. サプライチェーン図



7.1 サプライチェーン情報の収集

情報収集は、トレーサビリティレポートにより、リスクアセスメントがきちんとできるレベルで行う。

¹ サプライヤーの CoC 認証だけでなく製品そのものの認証を必ず確認すること。

² 日本製紙連合会『H26 年度 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発報告書』中の 82 頁～88 頁、添付資料 2「EU 木材規制のためのガイダンス文書」を参照。また、日本製紙連合会『H26 年度 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発報告書』中の関連部分参照：EU は「3.1.4 補足法とガイダンス」、オーストラリアは「3.3.2 デューデリジェンス (DD)」を参照。

7.2 サプライチェーンに関する情報へのアクセス

サプライチェーンに関する情報が不足していることは、リスクを意味する。この場合リスク緩和措置を取る。

7.2.1 情報更新・改変

サプライチェーンやサプライヤーに関する情報は、以下のタイミングで更新する：

- 年に一回
- サプライチェーンに変化があった場合

7.2.2 情報のギャップに関する評価

リスクアセスメントの前に、サプライヤー情報は確認しておくこと。不足する情報について評価し、これを情報のギャップと考えること。

8. リスクアセスメント

リスクアセスメントでは、以下を含む項目についてリスクが無視できるか否かを検討する：

- 製品
- 樹種
- 原産地
- サプライチェーンの複雑さ

リスクアセスメントについては、「違法伐採対策モニタリング事業の調査マニュアル」(チェックリスト)に基づいて実施する。

基本的に、以下の条件すべてが満たされる場合、リスクは無視できると考えてよい。

*ただし詳細は、欧州木材貿易連盟発行文書 ETTF System for Due Diligence、特に Annex5. B 「リスク特定表」を参照しつつ行う。

- a) 原産国は国連安全保障理事会または欧州連合理事会によって木材貿易を禁止されていない
- b) サプライチェーン中に、証明された違法行為は全くない

- c) 原産国または樹種について違法性の蔓延は報告されていない
- d) サプライチェーン中には、特定することのできた企業のみ、限定的な数しか存在しない
- e) 木材または木材製品が適用法令に準拠することを示すために必要な文書はすべて、サプライヤーによって用意されている
- f) 原産国の腐敗レベルが低い

認証・合法性証明木材、認証管理木材（コントロールドウッド）の場合 → 8.1 に従い制度の条件と FM レベルでのリスクを評価
 上記以外の場合 → 8.2 に従う

8.1 認証・合法性証明木材の使用

認証済みの木材製品の場合には、各基準を欧米規制に適合した FSC または PEFC の相互認証制度であれば、各制度で定められる規定に従い実際の製品の認証が確認でき、さらに FM 認証レベルで違法性に関する重大な問題が報告されていない場合、リスクは無視できるレベルとみなす。認証管理木材についても同様の扱いとする。それ以外の認証制度の場合、8.2 に従いリスクアセスメントを行う。

8.2 リスクアセスメントチェックリスト

8.1 でリスクが無視できるレベルと特定できない場合、以下のチェックリストに従ってリスクアセスメントを行う。

European Timber Trade Federation(ETTF)のチェックリスト

リスクアセスメントを完結できるリスクのカテゴリー	1. FLEGT(※)材か？
	2. 国連安全保障理事会や EU 理事会からの木材貿易禁止令が出ているか？
	3. ワシントン条約記載樹種を含んでいるか？
	4. ワシントン条約のもと、正当な許可と必要書類があるか？
認証状況	5. サプライヤーと製品の両方が、EU 木材法の適用条件すべてに適合

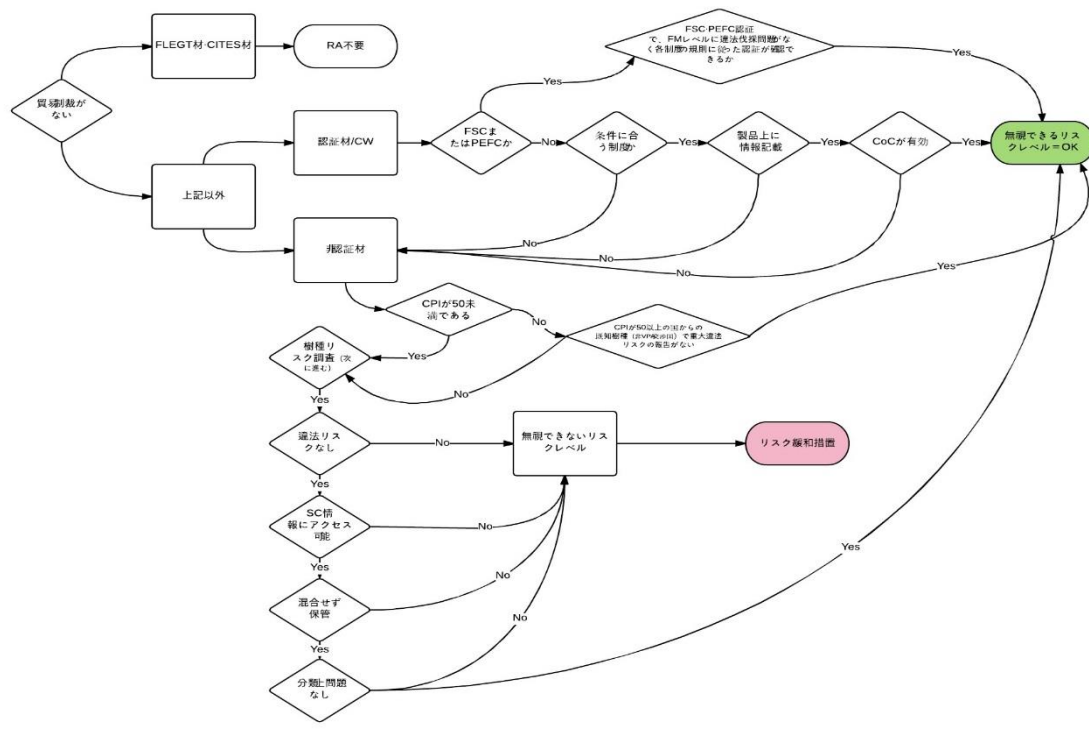
	<p>する、信頼できる第三者認証制度の認証を受けているか？</p> <p>6. 受け取った製品に、その製品の認証を確認できる情報が付帯しているか？</p> <p>7. CoC がつながっており、サプライヤーの認証が有効であることが確認できるか？</p>
<u>樹種</u> のリスク	8. 使用樹種に違法リスクがないか？
<u>原産地</u> リスク	<p>9. 原産国/地における伐採に関して第三者の権利の侵害など人権リスクを含む違法行為の重大なリスクがないことが確認できるか？</p> <p>確認に使用する参考サイト：</p> <ul style="list-style-type: none"> • グローバルフォレストレジストリー（FSC のナショナルリスクアセスメントと連動）（随時更新） http://www.globalforestregistry.org/ • トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数（毎年更新） http://www.transparency.org/cpi2015 • その他、研究機関、NGO などの報告書³
<u>サプライチェーン</u> のリスク	<p>10. サプライチェーンに関する情報に、製品の原産地を確認し管理の程度を特定できるレベルでアクセスできるか？</p> <p>11. 加工や輸送の段階で、無視できないリスクを持つ製品（原材料）と混ざったりすり替わったりしていないか？</p> <p>12. 樹種、数量、品質の分類は、関連規制に従ってなされているか？</p>

(※)Forest Law, Enforcement, Governance and Trade program（森林法施行・ガバナンス・貿易プログラム）

8.3 リスクアセスメントの流れ

以下のフローチャートは、リスクアセスメントの流れを示したものである。全般にリスクがより低いと見なしたのは①FSC または PEFC 認証製品の場合、②腐敗認識指数（CPI）が高い国（腐敗度の低い国）である。②については基本的に CPI が高い先進国からの木材全般を違法リスクレベルがより低いとみなす考えである。ただし、①、②いずれの場合も、伐

採国レベルで重大な違法リスクの報告がないかどうかを確認する。



9. リスク緩和措置

リスクアセスメントの結果、リスクレベルが無視できないものであった場合、リスク緩和措置として以下の要素を含んだ以下の手続きを踏む。

1. 追加情報や文書の要請をする
2. 自社でサプライチェーン監査を行う
3. 第三者証明
4. 無視できないリスクレベルに該当するサプライヤーや製品の代替

10. 添付資料 違法伐採対策モニタリング事業の調査マニュアル

2018年度違法伐採対策モニタリング事業の調査マニュアル 取扱い注意
(合法証明DDシステム対応版)

違法伐採対策調査対象年度:2017年度

[①グリーン購入法関連項目なし]

<実施概要>

会社名	(関係するグループ会社名: _____)	
モニタリング実施年月日	2018年 月 日	場所:
調査員氏名		

<会社概要>

会社名			
本社所在地			
違法伐採対策責任者	役職:	氏名:	
	連絡先:		
違法伐採対策担当者	部署名および役職:	氏名:	
	連絡先:		
木材原料の種類	・自製パルプ [_____ 万t]	・国内・購入パルプ [_____ 万t]	・輸入パルプ [_____ 万t]
	(木材チップ:国産 _____ 万BDt, 輸入 _____ 万BDt) (_____ 万t)		

CSR・環境対策:	
認証実績(森林認証・ISO等):	

取引企業数: [業荷代行会社との取引の場合は、その取引相手の企業数を記入ください。また、その場合は、()内に業荷代行会社数(貴社の関係会社が対象)の記入をお願いします。]
○ 輸入木材チップ: _____ 社 (_____ 社)
○ 国産木材チップ: _____ 社 (_____ 社)
○ 輸入木材パルプ: _____ 社 (_____ 社)
○ 国産木材パルプ: _____ 社 (_____ 社)

●製紙用木材チップ(輸入)について

<p><サプライヤーとの協定></p> <p>①サプライヤーから違法伐採木材は取扱わない旨の誓約書あるいは協定又は覚書を入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p><トレーサビリティレポートの作成></p> <p>②サプライヤーからトレーサビリティレポートを入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p>③トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>④トレーサビリティレポートにサプライヤー名、輸出入港、森林の所有形態についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p><森林認証の取得></p> <p>⑤森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか (1) 確認している (2) 確認していない [確認書類:]</p>
<p><製紙会社等によるサプライヤー及び伐採地域の確認>(森林認証を取得していない場合は必須)</p> <p>⑥製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた輸入業者は、違法伐採が行われていないことを確認するため、サプライヤー及び伐採地域を現地調査しているか (1) サプライヤー、伐採地域ともに調査している (2) サプライヤーのみ調査している (3) 伐採地域のみ調査している (4) 調査していない</p>

⑤ 合法証明DDシステムについての研修記録を5年間保管しているか (1) 5年以上保管している (2) 5年未満の保管 (3) 保管していない (年保管)
⑥ 合法証明DDシステムの維持、見直し、改訂を1年に1度行っているか (1) 行っている (2) 行っていない
⑦ 合法証明DDシステムの実行のために必要な記録文書を5年間保管しているか (1) 5年以上保管している (2) 5年未満の保管 (3) 保管していない (年保管)
⑧ 合法証明DDシステムの適用範囲となる製品を明示しているか (1) 明示している (2) 明示していない
⑨ 合法証明DDシステムの適用範囲となる製品について伐採地、樹種名、学名は正確に記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)
⑩ 合法証明DDシステムの適用範囲となる製品のサプライヤーリストは作成しているか (1) 作成している (2) 作成していない
⑪ 合法証明DDシステムの適用範囲となる製品のサプライヤーリストに商号、国名、住所、製品の種類は記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)
⑫ 合法証明DDシステムのサプライチェーン図は作成されているか (1) 作成している (2) 作成していない
⑬ 合法証明DDシステムにより収集された情報に基づいたリスクアセスメントを行っているか (1) 行っている (2) 行っていない
⑭ 合法証明DDシステムにおいてリスク緩和措置を定めているか (1) 定めている (2) 定めていない
⑮ 合法証明DDシステムの取組みについて、その実施概要をHP、環境報告書等で公表しているか (1) 公表している (2) 公表していない [公表媒体:]
⑯ 合法証明DDシステムは内部監査の対象となっているか (1) 対象となっている (2) 対象となっていない
⑰ 合法証明DDシステムに対して第三者による外部監査は行われているか (1) 行われている (2) 行われていない

(ア)上記⑥の調査において、サプライヤーの調査はどのように行っているか。	
[製紙企業等 [*] による サプライヤーの調査方法 (調査回数も含む):]]
(イ)上記⑥の調査において、伐採地域の調査はどのように行っているか。	
[製紙企業等 [*] による 伐採地域の調査方法 (調査回数も含む):]]
⑦上記⑥の現地調査についての報告書を作成しているか	
(1) サプライヤー、伐採地域ともに作成している	(2) サプライヤーのみ作成している
(3) 伐採地域のみ作成している	(4) 作成していない

※: 製紙企業あるいは製紙企業の委託を受けた輸入業者

●製紙用木材チップ(国産)について

<p><木材チップ業者との協定></p> <p>①木材チップ業者から違法伐採木材は取扱わない旨の誓約書あるいは協定又は覚書を入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p><トレーサビリティレポートの作成></p> <p>②木材チップ業者からトレーサビリティレポートを入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p>③トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>④トレーサビリティレポートに木材チップ業者名、森林の所有形態についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>⑤トレーサビリティレポートに加えて、納品伝票等で違法伐採木材を取り扱っていないことを確認しているか (1) 確認している (2) 確認していない</p>
<p><森林認証の取得></p> <p>⑥森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか (1) 確認している (2) 確認していない [確認書類:]</p>
<p><団体認定の取得></p> <p>⑦木材チップ業者が団体認定を取得している場合には、団体認定書と合法証明書を手入しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p><製紙会社等による木材チップ業者及び伐採地域の確認> (森林認証を取得していない場合必須)</p> <p>⑧製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた企業は、違法伐採が行われていないことを確認するため、木材チップ業者や伐採地域を現地調査しているか (1) 木材チップ業者、伐採地域ともに調査している (2) 木材チップ業者のみ調査している (3) 伐採地域のみ調査している (4) 調査していない</p>

<p>上記③の調査において、木材チップ業者の調査方法及び調査回数はどうなっているか。</p> <p>[製紙企業等[※]による木材チップ業者の調査方法 (調査回数も含む):]</p> <p>上記③の調査において、伐採地域の調査方法及び調査回数はどうなっているか。</p> <p>[製紙企業等[※]による伐採地域の調査方法 (調査回数も含む):]</p>
<p>④上記③の現地調査についての報告書を作成しているか</p> <p>(1) 木材チップ業者、伐採地域ともに作成している (2) 木材チップ業者のみ作成している</p> <p>(3) 伐採地域のみ作成している (4) 作成していない</p>

※: 製紙企業あるいは製紙企業の委託を受けた企業

●購入パルプについて

<p><パルプ製造企業との協定></p> <p>①サプライヤーと違法伐採木材は取扱わない旨の誓約書あるいは協定又は覚書を入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p><トレーサビリティレポートの作成></p> <p>②サプライヤーからトレーサビリティレポートを入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p>③トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>④トレーサビリティレポートにサプライヤー名、輸出入港、森林の所有形態についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p><森林認証の取得></p> <p>⑤森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか (1) 確認している (2) 確認していない [確認書類:]</p>
<p><自主的取組の確認></p> <p>⑥パルプ製造企業が、日本製紙連合会の違法伐採対策モニタリング事業で合法証明DDシステムにより合法性を確認している場合には、トレーサビリティレポートの代わりに、合法証明書【樹種、数量、伐採地域を記載したもの】を入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>

●木質バイオマス(輸入)について

<p><サプライヤーとの協定></p> <p>①サプライヤーから違法伐採木材は取扱わない旨の誓約書あるいは協定又は覚書を入手しているか</p> <p>(1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p><トレーサビリティレポートの作成></p> <p>②サプライヤーからトレーサビリティレポートを入手しているか</p> <p>(1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p>③トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか</p> <p>(1) 全て記載されている (2) 一部記載されている</p> <p>(3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>④トレーサビリティレポートにサプライヤー名、輸出入港、森林の所有形態についての情報が記載されているか</p> <p>(1) 全て記載されている (2) 一部記載されている</p> <p>(3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p><森林認証の取得></p> <p>⑤森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか</p> <p>(1) 確認している (2) 確認していない</p> <p>[確認書類:]</p>
<p><製紙会社等によるサプライヤー及び伐採地域の確認>(森林認証を取得していない場合必須)</p> <p>⑥製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた輸入業者は、違法伐採が行われていないことを確認するため、サプライヤー及び伐採地域を現地調査しているか</p> <p>(1) サプライヤー、伐採地域ともに調査している</p> <p>(2) サプライヤーのみ調査している</p> <p>(3) 伐採地域のみ調査している</p> <p>(4) 調査していない</p>

<p>(ア)上記⑥の調査において、サプライヤーの調査はどのように行っているか。</p> <p>〔製紙企業等[*]による サプライヤーの調査方法 (調査回数も含む):</p>	
<p>(イ)上記⑥の調査において、伐採地域の調査はどのように行っているか。</p> <p>〔製紙企業等[*]による 伐採地域の調査方法 (調査回数も含む):</p>	
<p>⑦上記⑥の現地調査についての報告書を作成しているか</p> <p>(1) サプライヤー、伐採地域ともに作成している (2) サプライヤーのみ作成している</p> <p>(3) 伐採地域のみ作成している (4) 作成していない</p>	

●木質バイオマス(国産)について

<p><木材チップ業者との協定></p> <p>①木材チップ業者等から違法伐採木材は取扱わない旨の誓約書あるいは協定又は覚書を入手しているか</p> <p>(1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p><トレーサビリティレポートの作成></p> <p>②木材チップ業者等からトレーサビリティレポートを入手しているか</p> <p>(1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p>③トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか</p> <p>(1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>④トレーサビリティレポートに木材チップ業者名、森林の所有形態についての情報が記載されているか</p> <p>(1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p><森林認証の取得></p> <p>⑤森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか</p> <p>(1) 確認している (2) 確認していない</p> <p>[確認書類:]</p>
<p><製紙会社等による木材チップ業者及び伐採地域の確認>(森林認証を取得していない場合必須)</p> <p>⑥製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた企業は、違法伐採が行われていないことを確認するため、木材チップ業者等や伐採地域を現地調査しているか</p> <p>(1) 木材チップ業者等、伐採地域ともに調査している (2) 木材チップ業者等のみ調査している (3) 伐採地域のみ調査している (4) 調査していない</p>

<p>(ア)上記⑥の調査において、木材チップ業者等の調査はどのように行っているか。</p> <p>〔製紙企業等[※]による木材チップ業者等の調査方法 (調査回数も含む):</p>	
<p>(イ)上記⑥の調査において、伐採地域の調査はどのように行っているか。</p> <p>〔製紙企業等[※]による伐採地域の調査方法 (調査回数も含む):</p>	
<p>⑦上記⑥の現地調査についての報告書を作成しているか</p> <p>(1) 木材チップ業者等、伐採地域ともに作成している (2) 木材チップ業者等のみ作成している (3) 伐採地域のみ作成している (4) 作成していない</p>	
<p><自主的取組の確認></p> <p>⑧木材チップ業者等が、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスに証明のガイドライン」に基づいて木質バイオマスの合法性を確認している場合には、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明書を入手しているか</p> <p>(1) 入手している (2) 入手していない</p>	

[調査員コメント]

--

[監査委員コメント]

--